

新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)が始まっています

新型コロナウイルスワクチンの2回目接種を令和3年6月末までに終えた方には、1月12日に接種券をお送りしました。
令和3年7月1日～7月31日までに2回目の接種を終えた方については、2月上旬に接種券を送付します。

接種対象者

- 五城目町に住居票があり、新型コロナウイルスワクチンを2回接種した18歳以上の方
- 国の接種間隔前倒しの方針により、接種間隔が変更となります。
- 医療従事者、高齢者施設等の入所者と従事者
- 2回目接種日から6か月以上経過後
- 65歳以上の方
- 2回目接種日から7か月以上経過後
- ※3月以降は6か月以上経過後
- 18歳～64歳の方
- 2回目接種日から8か月以上経過後
- ※3月以降は7か月以上経過後

接種場所

- 基本的に、1・2回目の接種と同じ場所で接種するようにしてください。
 - **集団接種会場** 町民センター
 - **個別接種会場** 千葉内科医院
- ※基礎疾患のある方は、町外のかかりつけ医でも接種できる場合がありますので、直接医療機関にお問い合わせください。



3回目接種済証の右上に接種日を記載しています。

接種券が届かない場合

- 次に該当する方は、接種券が届かない場合があります。
- 他市町村で2回目の接種を受けてから、本町に転入した方
 - 海外で接種を受けた方
 - お手数をおかけしますが、**町健康福祉課 (52・5180)**へご連絡ください。
 - ※12歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前月に接種券を送送します。
 - ※5～11歳の新型コロナウイルスワクチンが薬事承認されたことから、3月以降の接種に向けて準備を進めています。詳細が決まり次第、個別にお知らせします。

ワクチンの種類

- 3回目接種に使用するワクチンは、1・2回目接種に用いたワクチンの種類に関わらず、ファイザー社ワクチンまたは武田/モデルナ社ワクチンのどちらも接種が可能です。
- 国から供給される割合は、50%ずつであるため、個別接種がファイザー社、集団接種が武田/モデルナ社併用、高齢者施設接種が武田/モデルナ社のワクチンを使用します。
- ご希望に添えない場合がありますので、

※1・2回目の接種と同じ場所で3回目接種ができない方は、**町健康福祉課 (52・5180)**へご連絡ください。

接種券の送付時期・接種開始時期

- 3回目の接種券は、2回目の接種を受けた順に送付するため、2回目の接種日によって接種券の到着日が異なります。
- 2回目の接種日に応じた3回目の接種券の送付時期と接種開始時期はそれぞれ下の表のとおりです。

接種費用

無料

予約方法

- **接種希望の方は、全員予約が必要です。**接種券に同封の水色のちらしに集団接種と個別接種の予約方法を記載しています。
- 1・2回目の接種と同じ場所に予約をお願いします。
- **集団接種の対象者については、接種日をあらかじめ指定しています。希望の受付時間とバスの送迎の有無について予約をお願いします。**

ワクチンの接種を受けるにはご本人の同意が必要です

ワクチン接種は町民の皆様を受けていただくようお願いしていますが、接種を受けることは強制ではありません。ワクチン接種による感染予防効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただきます。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

問い合わせ先

- 接種券の送付や予約等に関するお問い合わせ
町コロナワクチン予約専用ダイヤル
0570・666・764
(平日午前9時～午後4時)
 - **秋田県新型コロナウイルス相談センター**
0570・0666・567
(午前8時～午後5時)
 - **厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター**
0120・761・770
(午前9時～午後9時、土日・祝日も実施)
- ※新型コロナウイルスの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページまたは首相官邸ワクチン特設ページをご覧ください。

◆厚生労働省ホームページ



◆首相官邸ワクチン特設ページ



他市町村で2回目の接種を受けた方などは追加接種(3回目)に使用する接種券の発行申請が必要です

五城目町に住居票があり2回目の接種を受けた方は、2回目の接種日ごとに順次接種券の発送を行います。次に該当する方は、追加接種(3回目)用接種券の発行について申請が必要です。

- ▶申請対象
- 他市町村で2回目の接種を受けてから五城目町に転入した方
 - 接種券を紛失、破損等した場合
 - 五城目町に住居票があり、海外で2回目の接種をした方
 - 2回目接種後8か月経過しているが、接種券が届かない方
 - 追加接種(3回目)券を予診のみで使用した方

▶申請方法

- 窓口申請：町役場1階 健康福祉課
- 郵送申請：〒018-1792 五城目町西磯ノ目一丁目1-1

五城目町役場 健康福祉課 コロナワクチン接種券交付担当あて

▶必要書類

- 申請書
 - 委任状 (代理人申請の場合)
※①、②は町ホームページからダウンロードできます。
 - 初回(1・2回目)接種済証または接種記録書の写し
※紛失等で持っていない方は、申請欄に記入してください。
 - 本人確認書類の写し (運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード)
※委任状を提出する場合は、代理人の本人確認書類の写しも添付が必要です。
- ※即日発行は原則できませんので、必要な方は早めに申請手続きをしてください。

▶お問い合わせ先 町健康福祉課 (☎852・5180)

◆接種券送付時期と3回目接種日 (今後変更となる場合があります)

2回目接種日	接種券送付	3回目接種日	
令和3年4月まで	送付済	1月以降	
令和3年5月	送付済	千葉内科医院 2月1日～毎日実施 (1・2回目を千葉内科医院で接種した方を優先)	町民センター 2月19日(土)、21日(月)、22日(火) 23日(水)、24日(木)
令和3年6月	送付済	千葉内科医院 毎日実施 (1・2回目を千葉内科医院で接種した方を優先)	町民センター 3月16日(水)、17日(木)、18日(金) 19日(土)、22日(火) 4月5日(火)、6日(水)、7日(木) 8日(金)、9日(土)、11日(月) 12日(火)、13日(水)
令和3年7月	2月2日(水) 予定		
令和3年8月	3月上旬	4月下旬以降	
令和3年9月	4月中旬	5月以降	
令和3年10月	5月中旬	6月以降	
令和3年11月以降	6月中旬以降	7月以降	